

議案第 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例

宝塚市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「35,300円」を「34,600円」に改め、同項第2号中「52,600円」を「52,100円」に改め、同項第3号中「53,000円」を「52,500円」に改め、同項第4号中「61,800円」を「68,400円」に改め、同項第5号中「70,700円」を「76,100円」に改め、同項第6号中「79,500円」を「87,500円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第7号中「91,900円」を「98,900円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第8号中「106,000円」を「114,100円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第9号中「120,100円」を「129,300円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第10号中「137,800円」を「144,500円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に、「600万円」を「520万円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第11号中「155,500円」を「159,800円」に改め、同号ア中「600万円」を「520万円」に、「800万円」を「620万円」に改め、同号イ中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同項第12号中「173,200円」を「175,000円」に改め、同号ア中「800万円」を「620万円」に、「1,000万円」を「720万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「若しくは第14号イ」を加え、同項第13号中「192,600円」を「182,600円」に改め、同号ア中「

1,000万円」を「720万円」に、「1,500万円」を「1,000万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第14号中「212,100円」を「228,300円」に改め、同号を第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 205,400円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当するものを除く。）

第8条第3項中「若しくは第13号イ」を「、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第13号まで」を「第14号まで」に改める。

附則第2条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,300円」を「21,700円」に改め、同条第2項中「第10条第1項第2号」を「第6条第1項第2号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,300円」を「21,700円」に、「35,300円」を「37,000円」に改め、同条第3項中「第10条第1項第3号」を「第6条第1項第3号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,300円」を「21,700円」に、「49,500円」を「52,200円」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条を附則第4条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宝塚市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度までの年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,300円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,000円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,800円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,700円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>79,500円</u> ア (略) イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>91,900円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>68,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,100円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>87,500円</u> ア (略) イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ若しくは第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>98,900円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ若しくは第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p>

除く。)、ロ、ハ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第6条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

(令和3年度から令和5年度までにおける保険料率の特例)

第2条 第6条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,300円とする。

2 前項の規定は、第10条第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,300円」とあるのは、「35,300円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、第10条第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第1項中「21,300円」とあるのは、「49,500円」と読み替えるものとする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料の算定に関する基準の特例)

第3条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規

除く。)、ロ、ハ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第6条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第14号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

附 則

(令和6年度から令和8年度までにおける保険料率の特例)

第2条 第6条第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,700円とする。

2 前項の規定は、第6条第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,700円」とあるのは、「37,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、第6条第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において、第1項中「21,700円」とあるのは、「52,200円」と読み替えるものとする。

定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(延滞金の割合の特例)

第4条 (略)

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第5条 (略)

(延滞金の割合の特例)

第3条 (略)

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第4条 (略)

介護保険料段階（案）

段階区分 （※1）	保険料率 （※2）	対象者		保険料額（年額） （※2）	合計所得で区分した対象者	第8期段階	第8期保険料額	第8期⇒ 第9期	
第1段階	0.455	本人が 市民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円以下 	34,600	/	第1段階	35,300	-700	
	0.285			21,700			21,300	400	
第2段階	0.685		<ul style="list-style-type: none"> 本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円超120万円以下 	52,100	/	第2段階	52,600	-500	
	0.485			37,000			35,300	1,700	
第3段階	0.69		<ul style="list-style-type: none"> 本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計120万円超 	52,500	/	第3段階	53,000	-500	
	0.685			52,200			49,500	2,700	
第4段階	0.900		市民税課税者 同じ世帯に いる	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円以下 	68,400	/	第4段階	61,800	6,600
第5段階 （基準額）	1.000			<ul style="list-style-type: none"> 本人の「課税年金収入」と「その他の合計所得金額特別控除後」の合計80万円超 	76,100	/	第5段階	70,700	5,400
第6段階	1.150		本人が 市民税課税	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円未満 	87,500	/	第6段階	79,500	8,000
第7段階	1.300			<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が120万円以上210万円未満 	98,900	/	第7段階	91,900	7,000
第8段階	1.500	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が210万円以上320万円未満 		114,100	/	第8段階	106,000	8,100	
第9段階	1.700	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が320万円以上420万円未満 		129,300	320万円以上400万円未満	第9段階	120,100	9,200	
					400万円以上420万円未満	第10段階	137,800	-8,500	
第10段階	1.900	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が420万円以上520万円未満 		144,500	420万円以上520万円未満	第10段階	137,800	6,700	
第11段階	2.100	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が520万円以上620万円未満 		159,800	520万円以上600万円未満	第10段階	137,800	22,000	
					600万円以上620万円未満	第11段階	155,500	4,300	
第12段階	2.300	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が620万円以上720万円未満 		175,000	620万円以上720万円未満	第11段階	155,500	19,500	
第13段階	2.400	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が720万円以上1,000万円未満 		182,600	720万円以上800万円未満	第11段階	155,500	27,100	
					800万円以上1,000万円未満	第12段階	173,200	9,400	
第14段階	2.700	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が1,000万以上1,500万円未満 		205,400	1,000万以上1,500万円未満	第13段階	192,600	12,800	
第15段階	3.000	<ul style="list-style-type: none"> 本人の「合計所得金額特別控除後」が1,500万円以上 		228,300	1,500万円以上	第14段階	212,100	16,200	

※1 第1段階から第13段階の対象者は国の標準段階に準拠。保険料率は第6段階のみ第5段階と第7段階の中間に設定。その他の段階は国の標準乗率に準拠。

これまでの第13段階を第14段階に、第14段階を第15段階に設定。第14段階の保険料率は第13段階と第15段階の中間に設定。

※2 第1段階～第3段階上段は低所得者保険料軽減前、下段は軽減後。